

東京学芸大学自動販売機設置運営業者の公募について

本学（附属学校、学生寮を含む。）における自動販売機設置運営業者（以下「設置運営業者」という。）を下記により募集する。

記

1. 業務の概要

業務名：東京学芸大学自動販売機設置運營業務

業務概要：東京学芸大学（附属学校、学生寮を含む。）に自動販売機を設置し運営する。

業務期間：平成30年10月1日～平成35年9月30日（5年間）

2. 参加資格

- (1) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、平成30年度関東・甲信越地区の「役務の提供等」においてA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
- (2) 東京学芸大学契約事務取扱規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。

3. 設置運営業者の選定方法

選定方法については総合評価落札方式を採用する。本学「総合評価委員会」が評価・採点し、最も点数の高い者を設置運営業者として選定する。

4. 公募要項等の交付

交付期間 平成30年3月26日（月）～平成30年6月22日（金）9：00～17：00

※土日休日を除く。

交付場所 東京学芸大学財務施設部財務課管財係

東京都小金井市貫井北町4-1-1

電話042-329-7137

5. 提案書の提出期限等

提出期限 平成30年6月22日（金）17：00（必着）

提出場所 上記4. に同じ

提出方法 持参に限る。

提出部数 正本1部、副本6部

6. 公募説明会

日時 平成30年5月16日（水）10：00～

場所 東京学芸大学第4会議室

※参加希望者は、あらかじめ東京学芸大学財務課管財係にご連絡ください。

7. その他

- (1) 入札保証金は免除する。ただし、設置運営候補者として決定された者が契約を締結しないときは、本学の規定により違約金を徴収する。

- (2) 参加資格のない者から提出された提出書類、公募要項に記載のある要求要件を満たさない提出書類、提出期限後に提出された提出書類は書類不備として評価の対象外とし、参加資格を喪失する。
- (3) 契約締結にあたっては契約書の作成を要する。
- (4) 契約締結後、「国立大学法人東京学芸大学の契約に係る情報の公表に関する基準」により、設置運営業者名、契約金額等について公表することがある。
- (5) その他、詳細は公募要項を参照すること。

平成30年3月23日

国立大学法人東京学芸大学

事務局長 日向 信和

